

別添1-1(別紙)

施設内保育施設運営支援事業

群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱(介護従事者の確保に関する事業)抜粋

別表1

事業名	基準額	対象経費	基金事業者	補助率	担当者
③施設内保育施設運営支援事業	別表4に掲げる基準額のとおり	介護施設・事業所における保育施設等の運営に必要な次の経費 ①給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) ②委託費(上記①に該当する経費)	保育料として1人あたり平均月額10,000円以上徴収している介護施設・事業所等(公立・公的を除く)	2/3	人材確保係 石川 TEL:027-226-2565 FAX:027-221-8925 E-mail:kaigo-kakuho@pref.gunma.lg.jp

別表4

基準額											
<p>施設内保育施設の種別は次のとおりとする。</p> <p>A型： 児童4人以上で保育時間8時間以上かつ保育士等職員2人以上有するもので、B型に該当しないものとする。 ただし、A型のうち児童1人以上4人未満で保育時間8時間以上かつ保育士等職員2人以上を有するものは、A型特例とする。</p> <p>B型： 児童10人以上で保育時間10時間以上かつ保育士等職員4人以上有するものとする。 ただし、B型のうち児童30人以上で保育時間10時間以上かつ保育士等職員10人以上を有するものは、B型特例とする。</p> <p>各施設内保育施設につき、1により算定した基本額から、2により算定した保育料収入相当額を控除した額</p> <p>1 基本額</p> <p>A型特例 1人 × 180,800円 × 運営月数 A型 2人 × 180,800円 × 運営月数 B型 4人 × 180,800円 × 運営月数 B型特例 6人 × 180,800円 × 運営月数</p> <p>2 保育料収入相当額</p> <p>保育料収入相当額は、24,000円に運営月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は表1のとおりである。</p> <p>表1 上限人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>保育児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型特例</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>B型特例</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>		種別	保育児童	A型特例	1人	A型	4人	B型	10人	B型特例	18人
種別	保育児童										
A型特例	1人										
A型	4人										
B型	10人										
B型特例	18人										